

## 平成29年度第12回総会（月例）議事録

日 時	平成30年3月28日（水） 午前10時開会																					
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																					
出席委員 (18名)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	豊留 辰男	堀之内 薫	村山 利清	永尾 寛			外園 義興			脇田 サトエ
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																					
有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝																				
弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則																				
中村 秀彦	鳩宿 隆雄	豊留 辰男																				
堀之内 薫	村山 利清	永尾 寛																				
		外園 義興																				
		脇田 サトエ																				
欠席委員 (1名)	上四元 正昭																					
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、大小田、吉永、中村、溝川、今吉、陣ヶ尾</p> <p>専門員 徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																					
農政総務課	主 査 浜田																					
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農用利用変更届出に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> </ol>																					
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 税務署から照会のあった農地等の現況について</li> <li>3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</li> <li>7 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施について</li> </ol>																					

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。 なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村委員、堂免委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～7 ページ 15 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、13 番委員お願いします。</p>
13 番委員	<p>ご報告します。  番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：農業廃止、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  この件につきまして、補足して説明いたします。  土地の所在地 3 筆のうち、2 筆については、現在、譲渡人と譲受人がそれぞれ持分を 2 分の 1 ずつ有していますが、今回譲渡人の持分をすべて譲受人へ移転するものです。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員お願いします。</p>
7 番委員	<p>ご報告します。  番号 3 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号 4 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。  番号 5 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。  この件について、補足説明いたします。  番号 4 と番号 5 につきましては、兄弟間の自作地交換であります。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 番委員お願いします。</p>
1 番委員	<p>ご報告します。  番号 6 号、相手要望、その他、所有権移転、売買。  この件につきまして、補足してご説明申し上げます。  申請人の破産管財人は、鹿児島地方裁判所から選任されておりました、破産者の土地の管理と処分を行うことになっております。  譲受人は、現在、今回の申請地の隣の畑で野菜を作付しており、破産管財人からの、売買の申し入れを受けて、農地を取得することになったものです。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10 番委員お願いします。</p>
10 番委員	<p>ご報告します。  番号 7 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。  以上です。</p>

議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号12号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号14号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11から番号14までについて、補足して説明いたします。</p> <p>これらの申請地は、すべて4名の共有になっていますが、それぞれの持分を譲渡し、単独の名義に所有権移転するものです。</p> <p>番号15号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>8ページ～9ページ 2件</b></p>	
議 長	次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：共同住宅、共同住宅1棟404.45㎡、法面61.00㎡、駐車場等1,944.55㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…雑種地、南…水路、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。

1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、駐車場、駐車場124.00㎡、東…里道、西・北…宅地、南…県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>現在薩摩川内市に居住していますが、近々隣接する宅地に転居する予定です。宅地には、駐車場がないために今回の申請となりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b></p> <p><b>10ページ～16ページ 15件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：賃借権、設定、転用目的・施設等：資材置場、資材置場967.00㎡、駐車場等1,250.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…市道、南…他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟96.05㎡、庭敷地等103.40㎡、東…渡人畑、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場300.00㎡、駐車場等199.00㎡、東…他人畑、雑種地、西・南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、譲渡人の親族が、過去に貸資材置場として無断転用しており、その後、契約解除したものの、現在も地面に碎石が点在しておりました。</p> <p>よって、代理人を通じて、過去の経緯を含めた顛末書の提出を求め、相続人である譲渡人に対して、二度とこのような事が無いよう、農地法の遵守について強く指導を行いました。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場775.00㎡、仮設事務所2棟25.00㎡、駐車場等200.00㎡、東…公衆用道路、西…他人畑、南…里道、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下、汚水…汲み取り。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は指宿有料道路山田インターチェンジ入口西南に位置する3種農地です。</p> <p>今回、山田インターチェンジのフルインター化工事に伴い、仮設事務所、資材置場等を一時転用により整備するものです。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場329.00㎡、東・南…私道、西…宅地、雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地へ至る私道は、譲受人等の所有地であり通行に支障はありません。</p> <p>番号6号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟97.30㎡、庭敷地等346.70㎡、東…宅地、西…水路、南…他人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場466.00㎡、東…市道、水路、西…雑種地、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、星ヶ峯墓園の南西約350mの谷合に位置する第2種農地で、譲受人が勤めている父親経営の建設会社東隣に位置しております。</p> <p>譲受人は、事業拡大により既存の資材置場が手狭になっていることから、申請地を新たに確保し資材置場として整備したのち、自らが勤める同法人との間で賃貸契約を締結し、貸資材置場として利用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、賃借権、設定、店舗等、店舗1棟13.00㎡、駐車場等125.00㎡、東…河川、西・南…県道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>今回、申請人は、伊敷支所から西へ約2.8kmに位置する、県道小山田谷山線沿いの農地を借り受け、コイン精米機設置を予定しているものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟72.64㎡、庭敷地等183.36㎡、東…市道、西・北…渡人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟112.81㎡、庭敷地等90.19㎡、東・南…貸人畑、西…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地に面する里道には、側溝がないため、一体利用する予定の宅地にパイプを埋設してポンプアップすることにより、宅地に面する市道の側溝に、雨水等を放流する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟1,977.25㎡、通路等554.75㎡、東…他人畑、西…市道、南…宅地、雑種地、北…他人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟112.58㎡、庭敷地等309.42㎡、東…他人畑、西…宅地、南…山林、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、車両置場、貸車両置場240.00㎡、転回場527.00㎡、東・南…里道、西…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約3.8kmに位置する第1種農地のおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は不動産業を営んでおり、今回申請地を譲り受け、中古車販売業を営む個人に貸車両置き場として貸し付けるものです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟243.70㎡、通路260.00㎡、庭敷地等723.80㎡、東…宅地、西・北…市道、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟49.41㎡、庭敷地82.82㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15について補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては平成29年6月28日付けで5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請はその完成した建売住宅を受け人が購入することによるもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、所有権移転を行うには、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>



議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号13号は第1種、それ以外は、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種農地である番号13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>17ページ 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題5. 非農地認定に関する件</b> <b>18ページ～19ページ 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、45年経過、現況宅地。以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号2号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5。「非農地認定に関する件」2件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題6．農地利用変更届出に関する件</b> <b>20ページ 1件</b>	
議 長	次に、議題6。「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、谷山、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成30年4月1日、工事終了日：平成30年4月30日、周囲の状態：東・北…宅地、西…本人田、南…市道、境界…土留、作物…野菜、高さ…1.0m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

<b>議題 7. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>21 ページ～33 ページ 22 件</b>	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>29～32 ページ、番号 12～18 号につきましては、7 番委員自身が、32 ページ、番号 19、20 号につきましては、6 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員、6 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず 7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（7 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 12～18 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>29 ページをご覧ください。</p> <p>番号 12 号、3 筆は、地目：田、面積 2, 346.00 m<sup>2</sup>、1 筆は、地目：畑、面積 2, 061.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：使用貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>番号 13 号、2 筆で、地目：田、面積 681.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：使用貸借権、設定期間 3 年、区分：新規。</p> <p>30 ページをご覧ください。</p> <p>番号 14 号、地目：畑、面積 500.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：賃借権、設定期間 3 年、区分：新規。</p> <p>番号 15 号、1 筆は、地目：田、面積 763.00 m<sup>2</sup>、5 筆は、地目：畑、面積 3, 757.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：賃借権、設定期間 3 年、区分：新規。</p> <p>31 ページをご覧ください。</p> <p>番号 16 号、3 筆で、地目：田、面積 768.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：使用貸借権、設定期間 3 年、区分：新規。</p> <p>番号 17 号、1 筆は、地目：田、面積 1, 352.00 m<sup>2</sup>、1 筆は、地目：畑、面積 905.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：使用貸借権、設定期間 6 年、区分：新規。</p> <p>32 ページをご覧ください。</p> <p>番号 18 号、地目：畑、面積 2, 069.00 m<sup>2</sup>、権利の種別：賃借権、設定期間 6 年、区分：新規。</p> <p>平成 30 年 3 月 31 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号12～18号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。6番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席、6番委員離席後)</p> <p>それでは、番号19、20号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>番号19号、地目：田、面積1,062.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号20号、4筆で、地目：田、面積3,081.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>平成30年3月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号19、20号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、6番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(6番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの13件及び先ほどの9件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年3月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権10件16,272.00㎡、全て新規、賃借権12件22,418.00㎡、うち新規10件21,306.00㎡、合計22件38,690.00㎡、うち新規20件37,578.00㎡となっております。</p> <p>次に22ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が4年、3年、5年から10年未満が各2件、1年から3年未満、5年が各1件となっております。</p> <p>次に23ページをお願いします。</p> <p>これは、21ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年が4件、5年から10年未満が3件、3年、10年が各2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に24ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権25筆、賃借権23筆、計48筆。面積は、田14,473.00㎡、畑20,515.00㎡、樹園地3,702.00㎡、計38,690.00㎡うち更新分は、1,112.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は22人。うち更新分は2人となっております。</p> <p>次に25ページから33ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 1 件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>それでは、喜入、10 番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町中地区にあり、喜入支所から北西へ約 5.8 km に位置し、東・南側は他人畑、西は宅地・里道、北側は渡人畑・他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>34ページ～38ページ 5件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。34ページです。 照会日：平成30年2月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年3月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、35ページです。 照会日：平成30年2月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年3月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、36ページです。 照会日：平成30年2月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年3月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、37ページです。 照会日：平成30年3月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年3月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15 番 委 員	報告します。38ページです。 照会日：平成29年3月6日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年3月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 税務署から照会のあった農地等の現況について</b> <b>39ページ 1件</b>	
議 長	報告事項2「税務署から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。39ページです。 照会日：平成30年2月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明を有する者に限らない。平成30年2月21日 名古屋国税局へ報告済。 以上です。

<b>3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</b> <b>40ページ 1件</b>	
議 長	<p>続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。</p>
吉 野 支 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 今回の届出の面積は1,956㎡ですが、公衆用道路100㎡を含めると2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、3月1日に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)1,956㎡、転用目的は宅地分譲です。 次に「2 農地の区分」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は、農地法第5条転用届出が必要です。」と回答しているところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ3月12日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。</p>
<b>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>41ページ～42ページ 9件</b>	
議 長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>41ページをお開きください。 報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。 登記地目別では、田14筆、6,921.00㎡、畑29筆、19,205.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。 42ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>



<b>5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>43ページ～50ページ 27件</b>	
事 務 局	<p>43ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は一般住宅が2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が17件、その他が3件、店舗等が2件、共同住宅、駐車場、資材置場が各1件、合計25件となっております。</p> <p>44ページは、4条関係2件、45ページから50ページは、5条関係25件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</b> <b>51ページ～52ページ 2件</b>	
事 務 局	<p>51ページ「報告事項6」をお願いします。</p> <p>平成30年2月26日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成30年3月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>賃借権2件10筆7, 551. 00㎡となっております。平成始期は30年3月1日からになります。</p> <p>今回の分は、1月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>52ページは先ほど説明しました農用地利用配分計画の賃貸借の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>7. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施について</b> <b>別冊資料3</b>	
事 務 局	<p>資料は別冊資料3です。</p> <p>鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施について報告いたします。</p> <p>この総点検は、農地利用の最適化を推進する具体的な取り組みとして、鹿児島県において4月からスタートするものです。</p> <p>まず、1の趣旨としましては、</p> <p>農業委員と農地利用最適化推進委員が、全農家を対象に計画的・継続的に個別訪問し、農地利用の意向確認を実施することで、新たな農業委員会の役割・活動を農家に理解していただくとともに、得られた情報を関係者との間で共有し、農地流動化による、担い手への農地の集積・集約化を推進するものです。</p> <p>次に、2の背景としましては、平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への農地集積・集約化などの、農地利用の最適化が農業委員会の主たる業務に位置付けられたこと</li> <li>・農業委員会活動の見える化が求められていること</li> <li>・農地利用の最適化推進活動を積極的に展開するため、昨年8月に開催された県農業委員会大会で五つのスローガンが採択され、その実践が重要であること</li> <li>・本市の農政総務課が進める遊休農地活用促進事業において、農業委員会と農</li> </ul>

	<p>林水産部が連携し、遊休農地発生防止・解消を進めるため、農家の現状の把握が必要であることがあげられます。</p> <p>次に、3のこれまでの経過等につきましては、資料の2ページにありますように、昨年12月11日付けで、県農業会議会長より、鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施について依頼があり、12月27日の、本市合同委員会研修会において、県農業会議から総点検の実施について趣旨の説明がされております。</p> <p>今年2月14日には、県農業委員会事務局長会議において、3月5日には、県と農業会議による地域別説明会において、活動内容について説明がされております。</p> <p>次に、4の本市の対象農家数と訪問戸数の試算につきましては、対象農家数は、5,589戸、これは平成29年8月1日現在で、経営農地面積が10アール以上の農家です。</p> <p>これを、中立委員を除く農業委員と推進委員の38名で割りますと、平均訪問戸数は147戸となります。</p> <p>これを任期の3年で割りますと、一人当たりひと月5戸の訪問数となります。</p> <p>次に、5の今後の対応案ですが、まず、対応内容としまして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査票、訪問対象者名簿の作成</li> <li>・農政総務課など関係団体との打ち合わせ</li> <li>・訪問する農家の順番、調査票の回収や活動記録等のつけかたなどの決定を行ってまいります。</li> </ul> <p>次にスケジュールとしまして、③の本日の概要報告以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月21日の運営連絡会で、実施内容を協議決定し</li> <li>・6月6日開催予定の合同委員会で実施内容を提案、議決を得て</li> <li>・6月中旬から、各地地区推進協議会において、打ち合わせを行い訪問を開始</li> <li>・翌月7月の地区推進協議会において、調査結果の報告、集計、関係者間の情報の共有を行い、以降は、⑥と⑦を繰り返し実施し、農地流動化による、担い手への農地の集積・集約化の推進に取り組んでいくこととなります。</li> </ul> <p>以上で、鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施についての報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の議事は、全て終了しましたが、事務局より「県外視察研修」に関する追加の報告がございます。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p>

<p>事 務 局</p>	<p>先日、各地区推進協議会でお知らせいたしました、平成30年度業務予定表(案)のうち、県外視察研修の日程について補足説明をさせていただきます。</p> <p>平成29年9月の総会において、県外視察研修の日程について、見直しをしておはどうかとの意見をいただきましたので、その検討結果についてご説明いたします。</p> <p>県外研修視察につきましては、「農業委員会が抱える諸課題の解決又は事務事業の比較調査、研修のため、先進的な取り組みを実施している他市町村を視察することで、その成果を農業委員会活動に活かし、本市の農業・農村の健全な発展に寄与する。」という目的で、毎年度2泊3日の行程で、実施しており、農業委員・推進委員は、任期中に1回は、視察研修に参加することとされております。</p> <p>この県外研修視察の日程について、過去の実施状況、気候、相手方の都合及び本市の状況等を調査・検討し、総合的に判断した結果、11月の日程をお願いするものであります。</p> <p>まず、過去の県外研修視察の実施時期の状況でございますが、記録が整理されている平成3年度以降27回分の状況を申し上げますと、11月が20回、10月が3回(12・13・21)、7月が1回(22)、9月が1回(22)、3月が1回((5)8・6水害による))となっており、ほとんどが、11月の実施となっております。</p> <p>次に、気候の面から申し上げますと、6・7月は、梅雨であり、7～9月は、台風シーズンであることから、日程どおりに視察ができない可能性があること、更に、7・8・9月は、暑く、また、12・1・2月は、寒い時期であり、車の中や室内と室外の急激な温度の差など、委員の皆さんの体調面も考えるとこの時期は、避けた方がいいのではと判断いたしました。</p> <p>また、他都市の農業委員会の多くは、7月が改選時期となっており、その前後である、6月から8月は、研修先の農業委員会にご迷惑をかける可能性があること。</p> <p>このほか、3・4・5月については、年度末・年度初めのため事務が輻輳し、事務局や相手方の対応が難しいこと。</p> <p>以上のことを総合的に勘案しますと、県外視察研修は、11月の実施が最適ではないかとの結論に達し、お願いすることといたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今事務局から報告がございました通り、いろいろ検討した結果、やはり11月がいいのではないかとということで結論になったわけでございます。皆様方の中には不満の方もいらっしゃるかもしれませんが、ひとつここはよろしくお願い致したいと思います。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>(人事異動職員紹介)</p> <p>(退職者あいさつ)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>・平成30年度第1回総会（月例）開催日時は、 4月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時55分）</p>